岩手県告示第230号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成20年2月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北日本設備工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字橋本82番地
 - ウ 代表者の氏名 安部富二夫
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第 4306 号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月27日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成20年3月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社水沢建築センター
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区東中通り二丁目5番36号
 - ウ 代表者の氏名 及川久義
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第5643号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年3月3日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社道工組
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市定内町二丁目 13番2号
 - ウ 代表者の氏名 道又伸一
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第7150号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年1月9日付けで、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成20年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ナカエホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市前潟二丁目6番17号
 - ウ 代表者の氏名 阿部邦男
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-17) 第8390号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工 事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年3月3日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツクエ事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年2月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 千葉建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第14地割63番地37
 - ウ 代表者の氏名 千葉千朗
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-17) 第9251号

 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月12日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年2月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ニッテツ・ファイン・プロダクツ
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市鈴子町 23番 15号
 - ウ 代表者の氏名 前田明
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第9690号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月26日付けで、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年2月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 御堂重機有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内第22地割37番地8
 - ウ 代表者の氏名 早坂嘉幸
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-16) 第 20023 号
 - (3) 処分の内容 管工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月12日付けで管工事業、塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、 このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年2月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 新日東鋼管株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘一丁目 30番 51号
 - ウ 代表者の氏名 樋口友司
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第20433号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月27日付けでとび・土工工事業、管工事業及び機械器具設置工事を廃止した旨の

届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日 平成20年2月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 さくらホーム
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台一丁目 22番11号
 - ウ 代表者の氏名 舞草孝
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第50111号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項 第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年2月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社サンライフ
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字田小路 55番地
 - ウ 代表者の氏名 小野正巳
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第60019号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び途装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月20日付けで建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが 法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成20年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社森下産業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字濁川 369 番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤昭一
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第60090号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年3月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条 第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成20年2月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社及信工業
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市小友町 32 地割 91 番地
 - ウ 代表者の氏名 及川政彦
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第 100010 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年2月27日付けで土木工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが 法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成20年3月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 板谷建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区台町3番35号

- ウ 代表者の氏名 板屋欣治
- 工 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第51号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年3月3日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 14(1) 処分をした年月日 平成20年1月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社合田組
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市小佐野町三丁目1番5号
 - ウ 代表者の氏名 合田節子
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(特-18)第1114号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年1月9日付けで、土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。